

○北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例施行規程

制 定 令和5年3月17日議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

第3条 条例第4条第1項の個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第4条第1項第8号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の経常的な提供先
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無

3 登録簿は、議会事務局に備え置くものとする。

4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第4条 条例第12条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第12条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第5条 条例第16条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第6条 条例第17条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第7条 条例第18条第1項の帳簿は、個人情報ファイル簿（別記様式第2号）によるものとする。

- 2 議長は、個人情報ファイル（条例第18条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第5項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 3 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第18条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 6 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

7 条例第18条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第3項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第3項第1号に係る個人情報ファイルについて、第10項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 8 条例第18条第2項第1号カの議長が定める数は、1, 000人とする。
- 9 条例第18条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
 - (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第18条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
 - (2) 条例第18条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 10 条例第18条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第3項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第18条第1項の規定による公表に係る条例第2条第3項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第8条 条例第20条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第3号）とする。

2 条例第20条第1項第3号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求者の連絡先
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の開示方法
- (3) 代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(開示請求等における本人確認手続等)

第9条 条例第20条第2項、第33条第2項又は第40条第2項の規定により提示し、又は提出し

なければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求、又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第10条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（保有個人情報開示決定通知書等）

第11条 条例第25条第1項の書面は、保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合にあっては保有個人情報開示決定通知書（別記様式第4号）とし、保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合にあっては保有個人情報一部開示決定通知書（別記様式第5号）とする。

2 条例第25条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記様式第6号）とする。

（開示決定等の期限の延長等の通知）

第12条 条例第26条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記様式第7号）とする。

2 条例第27条第1項の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記様式第8号）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知等）

第13条 条例第28条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等に係る意見照会書（別記様式第9号）により行うものとする。

2 条例第28条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書（別記様式第10号）とする。

3 条例第28条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報開示決定等に係る意見書（別記様式第

11号)とする。

4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第28条第3項の書面は、保有個人情報開示決定に係る通知書(別記様式第12号)とする。
(電磁的記録の開示方法)

第14条 条例第29条第1項の議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

- (1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
- (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(保有個人情報の閲覧の制限等)

第15条 保有個人情報記録された公文書(前条第1項第2号及び同条第3項により電磁的記録を出力した用紙を含む。以下この条において同じ。)を閲覧し、聴取し、又は視聴する者は、当該保有個人情報記録された文書、図画又は電磁的記録を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 議長は、前項の規定に違反する者に対しては、公文書の閲覧、聴取又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(保有個人情報の開示に係る交付部数)

第16条 保有個人情報記録されている公文書の写し(電磁的記録を複写したもの及び出力した用紙を含む。以下同じ。)の交付は、開示請求1件につき1部とする。

(開示の実施の方法等の申出)

第17条 条例第29条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分
- (3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日
- (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第25条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(写しの交付に要する費用)

第 18 条 条例第 31 条ただし書に規定する写しの交付に要する費用の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 写しの作成に要する費用 別表に定める額
- (2) 写しの送付に要する費用 郵送等に要する額

(保有個人情報訂正請求書)

第 19 条 条例第 33 条第 1 項の書面は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第 13 号）とする。

2 条例第 33 条第 1 項第 4 号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 訂正請求者の連絡先
- (2) 代理人が本人に代わって訂正請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第 20 条 条例第 35 条第 1 項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記様式第 14 号）とする。

2 条例第 35 条第 2 項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記様式第 15 号）とする。

(訂正決定等の期限の延長等の通知)

第 21 条 条例第 36 条第 2 項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記様式第 16 号）とする。

2 条例第 37 条第 1 項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記様式第 17 号）とする。

(保有個人情報の提供先への通知書)

第 22 条 条例第 38 条の書面は、保有個人情報の訂正に係る通知書（別記様式第 18 号）とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第 23 条 条例第 40 条第 1 項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（別記様式第 19 号）とする。

2 条例第 40 条第 1 項第 4 号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用停止請求者の連絡先
- (2) 代理人が本人に代わって利用停止請求をする場合にあっては、当該本人の氏名、住所及び連絡先並びに未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第 24 条 条例第 42 条第 1 項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記様式第 20 号）とする。

2 条例第 42 条第 2 項の書面は、保有個人情報不利用停止決定通知書（別記様式第 21 号）とする。

(利用停止決定等の期限の延長等の通知)

第 25 条 条例第 43 条第 2 項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記様式第 22 号）とする。

2 条例第 44 条第 1 項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記様式第 23 号）とする。

(諮問をした旨の通知)

第 26 条 条例第 46 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報についての審査請求に係る審査会諮問通知書（別記様式第 24 号）により行うものとする。

(審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報の開示に係る通知)

第 27 条 条例第 48 条において条例第 28 条第 3 項を準用する場合における同項の書面は、審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報に係る通知書（別記様式第 25 号）とする。

(補則)

第 28 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(旧規程の廃止)

- 2 北海道後期高齢者医療広域連合議会の所管に係る北海道後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規程（平成 19 年北海道後期高齢者医療広域連合議会規程第 2 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第7条第2項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例施行規程（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合議会規程第1号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（１８条関係）

区 分		費 用 の 額
1 複写機により複写したもの（プリンタにより出力したものを含む。） であって、その大きさが日本産業規格A列3番以下のもの	モノクロのもの	1面につき10円
	カラーのもの	1面につき50円
2 電磁的記録媒体に複写したもの		当該電磁的記録媒体1個につき、当該電磁的記録媒体の購入に要する費用を勘案して広域連合長が定める額
3 前2項に掲げるもの以外のもの		当該複写に要する費用に相当する額

別記様式第1号（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

登録年月日			事務の開始 年月日		
事務の名称					
事務を担当する班等					
事務の目的					
個人情報の対象者の範囲					
個人情報の 記録項目	基 本 的 事 項 心 身 の 状 況	☐ 識別番号 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍・国籍 ☐ 生年月日・年齢 ☐ 性別 ☐ 電話番号 ☐ ☐	家 庭 生 活 社 会 生 活	☐ 家庭状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻歴 ☐ ☐	資 産 ・ 収 入 思 想 ・ 信 条 等 そ の 他
		☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 障害 ☐ 身体の特徴 ☐ ☐	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 成績・評価 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味・嗜好 ☐ ☐	☐ 資産状況 ☐ 収入状況 ☐ 納税状況 ☐ 取引状況 ☐ ☐	
				☐ 思想・信条 ☐ 信教 ☐ 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 []	
				☐ []	
個人情報の 収集先	☐ 本人 ☐ 本人以外（ ☐ 実施機関内 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間法人・団体 ☐ 私人 ☐ その他				
個人情報の 経常的な提供先	☐ 無 ☐ 有 ☐ 他の実施機関 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間法人・団体 ☐ 私人 ☐ その他				
個人情報の 処理形態	☐ 電子計算機処理を含む。 （オンライン結合 ☐ 無 ☐ 有） ☐ 電子計算機処理を含まない。 （手書き処理）				
外部委託の有無	☐ 無 ☐ 有				

備	考	
---	---	--

別記様式第2号（第7条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☐ 含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 条例第2条第3項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 条例第2条第3項第2号 (マニュアル処理ファイル)

	規程第 8 条第 1 0 項に該当 するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

（表面）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

郵便番号 —

請求者

住 所

氏 名

電話番号 — —

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

保有個人情報 が記録されて いる公文書の 名称又は内 容	
開示の方法	☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付（ ☐ 郵送等希望）

※ 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、以下の欄にも記入してください。

本人の住所 及び氏名	住所		
		電話番号 — —	
本人の区分	氏名		
		☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者	
備考			受付印

(裏面)

- 注 1 該当する□欄にレ印を記入してください。
- 2 開示請求に際しては、本人又は法定代理人若しくは任意代理人自身であることを証明する書類など（郵送等により請求する場合には、これらを証明する複数の書類を複写したもの）を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合は、戸籍謄本などその資格を証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 4 下記の欄は、記入しないでください。

本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 住民基本台帳カード ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 年金手帳 ☐ パスポート ☐ その他（ ）
資格確認	【法定代理人が請求する場合】 ☐ 戸籍謄本 ☐ 成年後見登記事項証明書 ☐ その他（ ） 【任意代理人が請求する場合】 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）
事務を所管する班等	
備考	

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、次のとおり開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第25条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が 記録されている 公文書の名称 又は内容		
当該保有個人情報の 利用目的		
開示の方法		☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付（ ☐ 郵送等）
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
	場所	
問い合わせ先		電話番号 — —
備考		

注 1 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書のほか、本人又は法定代理人若しくは任意代理人自身であることを証明する書類（原則として請求の際に確認させていただいた書類）を必ずお持ちください。

2 当日御都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、あらかじめ、その旨を御連絡ください。

3 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合議会（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合議会を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報一部開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、次のとおりその一部を開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第25条第1項の規定により通知します。

保有個人情報 が記録されている 公文書の名称 又は内容		
当該保有個人情報の 利用目的		
開示の方法		☐ 閲覧 ☐ 視聴 ☐ 写しの交付（ ☐ 郵送等）
開示の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
	場所	
開示しない 部分の内容及びその 理由	内容	
	理由	条例第21条第1項第 号に該当 （理由）
※ 開示しない部分 を開示することが できる時期		年 月 日以降であれば、開示しない部分を開示 することができますので、その開示を希望する場合は、同日以降 に改めて請求してください。
問い合わせ先		電話番号 — —
備考		

注 1 保有個人情報の開示を受ける際は、この通知書のほか、本人又は法定代理人若しくは任意代理人自身であることを証明する書類（原則として請求の際に確認させていただいた書類）を必ずお持ちください。

2 当日御都合が悪い場合その他不明な点がある場合は、あらかじめ、その旨を御連絡ください。

3 ※印の欄は、当該保有個人情報の不開示部分の開示が可能となる時期が明らかである場合に記入しております。

4 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合議会（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合議会を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提

起することもできます。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、次のとおり開示しないことに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第25条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
開示しない理由	☐ 条例第21条第1項第 号に該当 ☐ 条例第24条に該当 ☐ 保有個人情報不存在 ☐ その他（ ） （理由）
※ 保有個人情報の全部又は一部を開示することができる時期	年 月 日以降であれば、当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができますので、その開示を希望する場合は、同日以降に改めて請求してください。
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

注 1 ※印の欄は、当該保有個人情報の全部又は一部の開示が可能となる時期が明らかである場合に記入しております。

2 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合長

となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第26条第2項の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長したので通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
条例第26条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示について、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第27条第1項の規定により、次のとおり開示決定等をする期限を延長したので通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容		
条例第26条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
当該保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	開示決定等をする期間	年 月 日から 年 月 日まで
	開示決定等をする部分	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日	
条例第27条第1項の規定を適用する理由		
問い合わせ先	電話番号 — —	
備考		

保有個人情報開示決定等に係る意見照会書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第20条第1項の規定により開示請求のあった保有個人情報に、次のとおりあなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されています。

つきましては、同条例第28条第1項の規定に基づき、この情報を開示することについて御意見を伺いたいので、別紙「保有個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答願います。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

保有個人情報が 記録されている 公文書の名称 又は内容	
情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	
備 考	

保有個人情報開示決定等に係る意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第20条第1項の規定により開示請求のあった保有個人情報に、次のとおりあなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されています。

つきましては、この情報を開示することについて、同条例第28条第2項の規定により御意見をお聴きしますので、別紙「保有個人情報開示決定等に係る意見書」により御回答願います。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由	適用区分 ☐ 第1号 ☐ 第2号 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	
備考	

保有個人情報開示決定等に係る意見書

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

住 所 _____

（名 称）

氏 名 _____

電話番号 _____ — —

法人その他の団体にあつては、事務所又は事業
所の所在地、代表者の氏名及び担当者名

年 月 日付けで照会のあった私（当社・当団体）に関する情報が記録されている保有個人情報の開示に対する意見について、次のとおり回答します。

☐ 開示されても支障はない。

☐ 開示されると支障がある。

（開示により支障を生じる部分）

（理由）

注 該当する□欄にレ印を記入してください。

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けであなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されている保有個人情報の開示について御意見を伺いましたが、次のとおり当該保有個人情報を開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第28条第3項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
情報の内容	
開示決定の内容	☐ 全部開示 ☐ 一部開示
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合議会（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合議会を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

(表面)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(あて先) 北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

郵便番号 —

請求者

住 所

氏 名

電話番号 — —

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

保有個人情報 が記録されて いる公文書の 名称又は内 容	
開示を受けた日	年 月 日
訂正請求の 趣旨及び理由	☐ 訂 正 ☐ 追 加 ☐ 削 除
	趣旨
	理由

※ 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、以下の欄にも記入してください。

本人の住所 及び氏名	住所	電話番号 — —
	氏名	
本人の区分	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者	
備 考		受 付 印

(裏面)

- 注 1 該当する□欄にレ印を記入してください。
- 2 訂正請求に際しては、本人又は法定代理人若しくは任意代理人自身であることを証明する書類など（郵送等により請求する場合には、これらを証明する複数の書類を複写したもの）を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合は、戸籍謄本などその資格を証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 4 下記の欄は、記入しないでください。

本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 住民基本台帳カード ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 年金手帳 ☐ パスポート ☐ その他（ ）
資格確認	【法定代理人が請求する場合】 ☐ 戸籍謄本 ☐ 成年後見登記事項証明書 ☐ その他（ ） 【任意代理人が請求する場合】 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）
事務を所管する班等	
備考	

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、次のとおり訂正することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）第 35 条第 1 項の規定により通知します。

保有個人情報が 記録されている 公文書の名称 又は内容			
訂正の内容	☐ 全部 ☐ 一部	☐ 訂正	☐ 追加
	☐ 削除		
訂正年月日	年 月 日		
問い合わせ先	電話番号 — —		
備考			

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合議会（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合議会を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正について、次のとおり訂正しないことに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第35条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が 記録されている 公文書の名称 又は内容	
訂正しない理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合議会（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合議会を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正について、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期限を延長したので通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
条例第36条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正について、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）第 37 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正決定等をする期限を延長したので通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
条例第 36 条第 1 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
条例第 37 条第 1 項の規定を適用する理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

保有個人情報 の 訂正 に 係る 通知 書

第 年 月 日 号

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

次のとおり提供している保有個人情報については、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）第 34 条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第 38 条の規定により通知します。

提 供 し て い る 保有個人情報 が 記録 されている 公文書 の 名 称 又 は 内 容	
訂 正 の 内 容	☐ 訂 正 ☐ 追 加 ☐ 削 除
	内容
訂 正 年 月 日	年 月 日
問 い 合 わ せ 先	電話番号 — —
備 考	

（表面）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（あて先）北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

郵便番号 —

請求者

住 所

氏 名

電話番号 — —

北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

保有個人情報 が記録されて いる公文書の 名称又は内 容	
開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求 の趣旨及び理 由	☐ 利用の停止 ☐ 消 去 ☐ 提供の停止
	趣旨
	理由

※ 法定代理人又は任意代理人による請求の場合は、以下の欄にも記入してください。

本人の住所 及び氏名	住所	電話番号 — —
	氏名	
本人の区分	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者	
備 考		受 付 印

(裏面)

- 注 1 該当する□欄にレ印を記入してください。
- 2 利用停止請求に際しては、本人又は法定代理人若しくは任意代理人自身であることを証明する書類など（郵送等により請求する場合には、これらを証明する複数の書類を複写したもの）を提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合は、戸籍謄本などその資格を証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 4 下記の欄は、記入しないでください。

本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 住民基本台帳カード ☐ 健康保険の被保険者証 ☐ 年金手帳 ☐ パスポート ☐ その他（ ）
資格確認	【法定代理人が請求する場合】 ☐ 戸籍謄本 ☐ 成年後見登記事項証明書 ☐ その他（ ） 【任意代理人が請求する場合】 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）
事務を所管する班等	
備考	

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、次のとおり利用停止をすることに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第42条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が 記録されている 公文書の名称 又は内容		
利用停止の内容	☐ 全部 ☐ 一部	☐ 利用の停止 ☐ 消 去 ☐ 提供の停止
	内容	
利用停止年月日	年 月 日	
問い合わせ先	電話番号 — —	
備 考		

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合議会（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合議会を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報不利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第42条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が 記録されている 公文書の名称 又は内容	
利用停止をしない理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備 考	

注 この決定（以下「処分」といいます。）について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求があった場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、北海道後期高齢者医療広域連合議会（訴訟において北海道後期高齢者医療広域連合議会を代表する者は、北海道後期高齢者医療広域連合議会議長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 印

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の利用停止について、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期限を延長したので通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
条例第43条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期限	年 月 日
延長の理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止決定等をする期限を延長したので通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
条例第43条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
条例第44条第1項の規定を適用する理由	
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	

保有個人情報についての審査請求に係る審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長

印

次の審査請求については、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和5年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号）第46条第2項により通知します。

審査請求のあった日	年 月 日
審査請求に係る 保有個人情報が 記録されている 公文書の名称又は内容	
審査請求の対象と なった決定の内容	年 月 日付け 第 号 (内容)
審査請求の 趣旨及び理由	(趣旨) (理由)
諮問年 月 日	年 月 日
問い合わせ先	電話番号 — —
備 考	

審査請求に対する裁決に基づく保有個人情報に係る通知書

第 号
年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 印

あなた（貴社・貴団体）に関する情報が記録されている保有個人情報の開示について、
年 月 日付けで提起のあった審査請求に対する裁決に基づき、次のとおり当該保有個人情報を開示することに決定したので、北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例（令和 5 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）第 4 8 条において準用する同条例第 2 8 条第 3 項後段の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称又は内容	
情報の内容	
審査請求に対する裁決の内容	年 月 日裁決
開示決定の内容	☐ 全部開示 ☐ 一部開示
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
問い合わせ先	電話番号 — —
備考	